

令和 6 年度

第3回 第一農地部会定例会議事録

令和6年6月28日（金）

市民プラザ 2階 第1会議室

令和6年度第3回第一農地部会定例会議事録

日時 令和6年6月28日（金）午後3時

場所 市民プラザ 2階 第1会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2 番 綿貫	4 番 古川	6 番 竹山
9 番 吉村	13 番 新井	14 番 竹内
15 番 牧繪	16 番 清水	20 番 篠宮
22 番 飯塚	23 番 佐藤	24 番 松本

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋	倉石	野島	片桐
高島	笠原	荻原	小林
白滝	平野	清水	野村
上原	長野	穂苅	

2 欠席委員

(1) 農業委員

無し

(2) 農地利用最適化推進委員

高島	横田
----	----

3 職務のため出席した事務局職員

事務局	局長	栗和田
	副局長	金子
	次長	秋山
	主任	中村
中郷区駐在室	副主幹	丸山
板倉区駐在室	副主幹	宮尾
清里区駐在室	副主査	中条
名立区駐在室	班長	高橋

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

6 番 竹山	22 番 飯塚
--------	---------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第5号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

案件なし

(板倉区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

案件なし

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

2 会 議

	上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。
議長	<資格審査> はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 12 人中、出席委員数 12 人、欠席委員数 0 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。 農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 15 人、欠席推進委員数 2 人です。
議長	<議事録署名委員の指名> 次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。議席番号 6 番 竹山委員、議席番号 22 番 飯塚委員の両名を指名します。
議長	<上越市農業委員会憲章の唱和> 「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。皆さんそれに続いて唱和をお願いします。 それでは、議事録署名委員の 竹山委員 読み上げをお願いします。 (上越市農業委員会憲章の読み上げ)
議長	それでは、議案の審議に入ります。 推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> それでは、議案に入ります。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 205 番から 208 番までの 4 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	農業委員会事務局 秋山です。 それでは 1 頁をご覧ください。報告第 1 号は農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。 こちらすべて合意による解約であります。解約理由は、地主耕作が 1 件、他者へ貸付が 3 件です。 同解約に関連する案件は、備考欄に記載しております。 以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第 1 号の 4 件を承認します。
議長	＜報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」＞ 報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 51 番から番号 62 番までの 12 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 2 頁をご覧ください。報告第 2 号は、権利移動を伴う農地転用届出の受理報告です。 転用目的は、「一般個人住宅」5 件、「建売住宅」2 件、「駐車場」1 件、「資材置場」1 件、「敷地拡張」1 件、「町内会館」1 件、「宅地造成」1 件です。番号 55、62 番につきましては、1,000 ㎡を超えているため、5 頁、6 頁に位置図を添付してございます。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第 2 号の 12 件を承認します。
議長	＜議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」＞ 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 21 番と 22 番の 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 7 頁をご覧ください。議案第 1 号は、農地の権利移動の許可についてです。別添の農地法第 3 条調査書も併せてご覧ください。順に概略を説明します。 番号 21 番は、譲渡人が県外在住により譲受人が管理をしていましたが、畑として利用するため所有権移転するものです。 全部効率要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。 次に番号 22 番です。譲渡人が労力不足により手離したい農地を、隣接地を耕作して管理している譲受人が農地として管理・利用するため所有権移転するものです。こちらも全部効率要件等を満たしているものと判断いたしました。 私からは以上です。

議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号は、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項許可申請について」番号 1 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 8 頁をご覧ください。 番号 1 番は、大字黒田地内の農地を、「土砂置場及び堆雪場」に転用するものです。9 頁に位置図、10 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 当該案件は、譲受人から相談があり、違反転用が発覚したものになります。 譲受人は、農業を営んでおりますが、農業用の土砂置場や冬季間の堆雪場がないことから、申請農地を転用し、不足の解消を図るものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件で、土地利用についても妥当なものと判断しました。
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。

	議案第 2 号について、原案のとおり許可することに決定します。 <議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」> 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」番号 13 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。
議長	
(事務局)	それでは 11 頁をご覧ください。 番号 13 番は、大字下野田地内の農地を、「資材置場」に転用するものです。12 頁に位置図、13 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。 当該案件は、令和 5 年度第 8 回第一農地部会で審議、許可された案件に隣接した農地で、上越市農業振興地域整備計画における農用地からの除外が完了したため、当初の計画通り事前に許可された土地と一体で資材置場として利用するものです。 申請事由は、譲受人が経営する足場会社に資材置場が無く、現場ごとにレンタルしている状態であり、それを解消するため申請農地を取得するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 工期は、許可日から令和 7 年 3 月 31 日までです。 土地利用計画は、資材置場で、申請面積 325 m²と転用許可済面積 1103.24 m²で合計 1428.24 m²、所要面積が資材置場 578 m²、駐車場 188 m²、通路 662.24 m²です。 都市計画法第 29 条の開発許可申請が不要な案件です。 以上のことから、転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。
秋山	
議長	ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 3 号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 3 号について、原案のとおり許可することに決定します。 <議案第 4 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」>
議長	議案第 4 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 番の 1 件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除

(事務局) 秋山	外」1番から2番までの2件、「3用途区分の変更」1番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。 14頁、議案第4号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。 最初に「1農業振興地域の農用地区域への編入」1番です。 こちらは、土地改良事業を施工するため、農用地区域への編入を申請するものであります。 次に「2農業振興地域の農用地区域からの除外」1番から2番です。16頁以降に位置図等を添付してございますので合わせてご確認ください。 1番は、市内のアパートに居住している譲受人が、子供の成長に伴い、生活スペースが手狭になったことから住居を建設のための転用を行うにあたり、農用地区域からの除外を申請したものです。申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農用地区域からの除外後も第1種農地ではありますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、除外後の転用許可は可能です。 2番は、譲受人は森林整備事業等を営む協同組合ですが、来客用スペースを確保するため、職員が遠方に駐車している状態のため申請農地を取得し、駐車場に転用するものです。 申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため、農用地区域からの除外後も第1種農地ではありますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、除外後の転用許可は可能です。 今後の予定ですが、県知事の変更同意を得た後、11月に公告予定です。その後に農地法第5条の許可申請を行う予定です。 最後に「3用途区分の変更」1番です。 20頁以降に位置図等を添付してございますので合わせてご確認ください。 こちらは、申請者が、農機具格納庫として整備するため、農用地の区分変更を行うものです。申請者が耕作している農地の近隣の農地であり、雨水、排水の処理方法による農用地の集団化及び農作業の効率化等への影響はありません。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第4号について、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第４号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第５号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第５号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転１件、貸借権設定６件を上程します。 はじめに、所有権移転、番号４０５番について事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは、２２頁をご覧ください。 所有権移転１件の概略について説明します。 こちらは、４月の第１回農地部会において議決された新潟県農林公社による買入協議に係る案件でございます。 地主から新潟県農林公社が買い入れ、当該農地について、従前から売り渡し協議を行ってきた、受人に利用集積の観点から、所有権移転するものであります。 こちら農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	続いて、貸借権設定、番号３９９番から４０４番６件を上程いたします。事務局の説明を求めます。
議長	それでは、貸借権設定、番号３９９番から４０４番の６件であります。頁は２３頁をご覧ください。 こちらすべて、設定期間を３年～１０年に設定し、従前からの契約を継続する再設定となっております。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないようですので、採決にはいります。 議案第 5 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 5 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定、番号 50 番から 52 番の 3 件を上程します。 事務局の説明を求めます。
(事務局) 秋山	それでは 25 頁をご覧ください。 番号 50 番から 52 番まで、農用地利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を一括で行うものであります。 こちらの対象農地は、次ページの「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。 こちらも改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 （「ありません」の声あり）
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 6 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めます。 議案第 6 号について、原案のとおり決定します。 次に板倉区駐在室内の案件審議を行います。 （板倉区駐在室分の議案） <議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」>
議長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 1 件、貸借権設定 1 件を上程します。

	番号 7583 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	1 頁の所有権移転設定、番号 7583 番の 1 件について説明します。 7583 番については、これまで自作していた農地を健康悪化により、近隣で耕作を行い、今後、経営を拡大目指す買い手へ売却するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	つづいて、番号 7584 番の 1 件について、事務局の説明を求めます。
(板倉区) 宮尾	2 頁の貸借権設定、番号 7584 番の 1 件について説明します。 1 件は再設定で、引き続き、これまでの借り手が耕作するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、計画策定を市長に要請することに決定します。
議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」> 続きまして、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」、貸借権設定 2 件を上程いたします。

(板倉区) 宮尾	3 頁、議案第 2 号について、貸借権設定、番号 7529 番から 7530 番の 2 件を説明します。 この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 議案第 2 号は原案のとおり決定します。 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	(名立区駐在室分の議案) <報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9504 番と 9505 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	1 頁、報告第 1 号、番号 9504 番と 9505 番の 2 件の届出書を受理しましたので、報告します。 受理した 2 件は、合意による解約であり、解約後は、他者へ無償で贈与するものです。 同関連案件は、備考欄に記載のとおりです。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、報告第 1 号を承認します。

議長	<議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」> 議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	2 頁、議案第 1 号「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」の 1 件で、3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。 1 番は、申請者が管理する道路に隣接する農地を、拡張して道路として利用するため農用地から除外するものです。 申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。 説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、採決に入ります。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号について、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 1 件、貸借権設定 6 件を上程します。 はじめに、所有権移転 1 件、番号 9547 番について事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	5 頁、番号 9547 番の 1 件は、譲渡人と譲受人の双方の合意によるもので、現耕作者に無償で所有権移転するものであります。先程 1 頁で説明した合意解約の関連案件です。 本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。

	(「ありません」の声あり)
議長	続いて、貸借権設定 6 件を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
(名立区) 高橋	頁は 6 頁、7 頁をご覧ください。 内訳といたしましては、再設定 3 件、新規が 3 件、になっております。 6 頁、番号 9541 番から番号 9543 番は、契約期間満了に伴う再設定案件で、引き続き耕作を行うものです。 6 頁、番号 9544 番から 7 頁、番号 9546 番は、新規案件で、貸主の要望により新たに耕作を行うもので、使用貸借権の設定を行うものです。 いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号について計画策定を市長に要請することに決定します。 以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。
議長	<その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。
	(「ありません」の声あり)
議長	それでは、以上をもちまして本日の農地部会を終了します。 続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。